

様式 C-19

科学研究費補助金研究成果報告書

平成 21 年 6 月 29 日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2007～2008

課題番号：19530051

研究課題名（和文） 次世代育成支援策としての「孫育児をする祖父母の支援」に関する比較法研究

研究課題名（英文） A Study on Legal Policies Regarding Grandparents

研究代表者

増田 幸弘 (MASUDA YUKIHIRO)

日本女子大学・人間社会学部・准教授

研究者番号：40264171

研究成果の概要：本研究では、祖父母による孫育児の問題について、わが国ではまだほとんどなされていない、政策や法律の観点からの分析と検討を行なった。今回の研究期間内に、日本・英国・アイルランド・オーストラリアの諸国における研究動向と、孫育児をめぐる国内外の制度政策の現状と今後の課題を明らかにした。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合 計
平成 19 年度	600,000	180,000	780,000
平成 20 年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
年度			
総 計	1,200,000	360,000	1,560,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・社会法学

キーワード：祖父母、孫育児

1. 研究開始当初の背景

本研究開始当初、孫の育児を行なっている祖父母が一定割合存在しているとの事実が存在していた。すなわち、平成 17 年版『高齢社会白書』によると、孫の育児を行なっている祖母は 26.1%、祖父は 10.6% であった（複数回答）。

祖父母による孫の育児は、高齢者と児童の双方にとって精神的な充足をもたらす機会となるものと考えられる。また、保育を行なう祖父母世代の存在は、女性の就労にとってプラスに作用する。

その一方で、高齢者にとって育児は若年世代以上に心身の疲労を伴う。そこで、孫育児を行なう高齢者に対して適切な支援を行な

う、祖父母政策の構想が必要となるものと考えた。

本研究の開始当初の時点において、わが国では、祖父母と孫の関係に対する関心の高まりが見られた。同時に、少子化社会の進展を背景に、次世代育成支援策の必要性についての関心も高まりを見せていた。

しかし、当時、孫育児をする祖父母への支援に関する制度・政策の観点からの検討は、ほとんどなされていなかった。

例えば、『高齢社会白書』は、平成 17 年版の同白書において「高齢者と子育て」について初めて言及している。しかし、同白書では、祖父母と孫の同居率の動向、高齢者の生きがいとしての育児、父母の相談相手としての祖

父母、および、地域での世代間交流等のデータを示すにとどまっていた。

また、孫育児に関する調査・研究は、社会学や人間科学等の領域で行なわれていたものの、社会保障法や社会福祉政策論の領域での研究は存在していなかった。

本研究のテーマである孫育児をする祖父母への支援は、男女共同参画社会における次世代育成支援の重要な施策のひとつであると考えられる。

しかし、以上のように、孫育児をする祖父母に対する支援を制度政策の観点から構想することは、あまり注目されていないという状況にあった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、孫育児（孫育て）をする祖父母に対する支援策のあり方について主に制度政策の観点から検討し、あわせて今後の望ましい制度設計に向けた政策提言を行なうための基礎的な枠組を提示することにある。

本研究は、祖父母政策に関する開拓的な研究として、男女共同参画社会における次世代支援策として、祖父母・親・子のいずれにも有益となるような制度設計の構想に資するものとなることを目指すものである。

3. 研究の方法

本研究においては、比較法・比較制度論の方法を用いた。先行研究がほとんど存在しない開拓的研究であることから、個々の検討項目に関する、国内外の立法例・行政文書・各種統計資料等の収集と分析という基礎的な作業を行なった。

また、今回の研究においては、社会調査（質的調査・量的調査）等の方法を用いた実態調査は行なわなかった。

4. 研究成果

今回の研究期間内において、日本・英国・アイルランド・オーストラリアの諸国における研究動向と、孫育児をめぐる国内外の制度政策の現状と今後の課題を明らかにした。研究成果については、論文等や学会報告、公開講座等による情報発信を行なった。

研究成果の概要は以下の通りである。

(1) 孫育児に関する調査・研究の動向

a. 諸外国の動向

英国では1990年代後半以降、祖父母に関する調査・研究が進められてきた。国立統計局は、1998年の「社会的態度調査(British social attitudes survey)」において、祖父母についての調査項目を設けた。英国ではその後、比較的大規模な調査・研究に加え、各種の調査・研究

が行われている。

また、隣国のアイルランド共和国では、2001年と2005年に、政府が祖父母に関する調査報告を公刊した。

オーストラリアでは、オーストラリア統計局の『ソーシャルトレンド2005年版(Australian Bureau of Statistics)』が、祖父母によるインフォーマル・ケアについて取り上げている。また、政府機関である家族研究所(Australian Institute of Family Studies)は、2003年以降、祖父母に関する研究報告を公刊してきた。この他、Parliament of Tasmaniaによる報告書等もある。

これら3国の動向については、次の2点を指摘することができる。①祖父母と孫の面会交流の問題に加え、近年では祖父母による孫育児が社会問題として認識されるようになっている点。②孫育児として、親が就労等で不在となるときの「孫の保育」の問題とともに、親が子の監護教育をできないときに祖父母が養育する「孫の監護教育」の問題が多く取り上げられている点。

b. わが国の状況

わが国でも、孫育児に対して関心が集まりつつある。例えば、『高齢社会白書』では、平成17年度版が「高齢者と子育て」に言及したのに加え、平成19年度版では「支えを必要としている子育て世代や若年世代を支えることができないか」として、祖父母による孫世代の育児への関与を提倡している。

国立情報学研究所のデータベース(CiNii)搭載の「祖父母」に関する研究論文数の伸びからは、学術研究の分野でも、徐々にではあるが祖父母が研究対象となりつつあることが分かる。また、一般書籍でも、祖父母による孫育児に関する書籍が出版されるようになってきている。

わが国の動向については、次の2点を指摘することができる。①わが国では孫の保育に注目が集まる一方、孫の監護教育の問題にはあまり注目が集まっていないように見受けられる点。②孫育児に関する調査・研究は、人間科学・家政学・社会学の領域での検討が比較的多く、政策・法律・ソーシャルワークの観点からの問題点の指摘や提言は、あまり多く見られない点。

(2) 孫の保育と公的施策

a. 子の親と祖父母の関係

孫育児は孫の監護教育と孫の保育に分類できる。今回の研究では主に後者について取り上げた。

孫の保育をめぐる関係は、子の親が就労している間、祖父母が子を預かるというケースを想定すると、通常は親権者と祖父母との準委任契約であると解することができる。この立場に立つと、保育の方法その他の委託条件は両者の契約によって定まることになる。

ただし、子を祖父母に委託することについて、親と祖父母との間に明示の合意による場合と、黙示の合意による場合とがあり得る。

また、子の親と祖父母との間で金員等の支払を約する有償契約の場合もあり得るし、支払を伴わない無償契約の場合もあり得る。有償・無償のいずれの場合であっても、子の親から委託を受けた祖父母は、受任者としての注意義務を負うことになる。

b. 孫の保育と公的施策

わが国には、孫の保育それ自体を給付事由とする社会保障給付は存在しない。税法上も、祖父母が行なう保育に対する税制上の優遇措置等は存在しない。また、育児休業に関しても、子を養育する親がいる場合、祖父母はその保育を目的として育児休業を取得することは法定されていない。

これに対して、子の親が保育所の利用を申請する場面では、祖父母の存在が勘案される。すなわち、子の親が保育所の利用を申請した場合、申請を受けた市町村は祖父母による保育が可能であるか否かを調査することになる。調査の結果、祖父母による保育が可能であると判断されたときには、保育所の利用が認められないことがある。

これは、児童福祉法が保育所の利用について「保護者」の「保育に欠ける」という要件を課しているためである(第39条1項、同2項、第24条1項)。

したがって、祖父母による保育が可能なときには、保護者の保育に欠けるとの要件に該当しないものと解され、祖父母が保育を行うことが求められる。このことは、同居や近居の家族を単位として子の保育を考えるのであれば、妥当な取り扱いと考えられる。親以外の保護者(祖父母)が存在していることから、保育ニーズは発生していないためである。

c. 公的施策による支援の必要性

以上のように、わが国の保育所制度の特徴として、利用決定に際して祖父母が保育を行うこと(家族内での保育ニーズの充足)を前提とする一方で、祖父母による具体的な保育の提供については子の親と祖父母との間の契約に委ねている点をあげることができる。

また前述のように、保育にかかる祖父母の労務の提供にかかる費用の負担について、特段の公的施策による支援がなされている訳ではない。

しかし、仮に同一世帯にあったとしても、祖父母は子の親とは独立した存在であり、必ずしも監護教育の義務を負うものではない点に留意する必要がある。保育所の運営に対して公費が投入されていることに鑑みると、公平の観点から、祖父母が行なう保育に対しては、何らかの公的施策による支援を検討すべきであると考える。

公的支援を検討する際には、諸外国の事例が参考となる。

(3) 諸外国の支援策

a. タックス・クレジット

英国では「就労タックス・クレジット(Working Tax Credit: 以下WTCと略)」制度の中に、一定の条件の下、近親者等による保育にタックス・クレジットを給付する制度がある。タックス・クレジットは、国税庁(National Tax Agency)が管理する、低所得者層に対する所得保障制度である。

WTCは低所得層の就労世帯を対象とする制度であり、被扶養児童のいるひとり親家族や共働き家族を対象とする。上限額の範囲内で、児童ケア(保育所、家庭的保育等)に要した費用の70%までを請求することができる。

この給付対象のひとつに、チャイルド・マインダー(childminder)による就学前児童の家庭的保育がある。チャイルドマインダーとなるためには、研修を受け登録機関に登録し、定期的な監査を受ける必要がある。

子の親は、祖父母がチャイルドマインダーとして登録機関に登録されている場合、WTCに費用を請求することができる。その際、祖父母は自分の親族以外の児童の保育を最低1人行なっていかなくてはならない。

WTCによる給付の特徴は、①申請権者と受給権者が子の親である点と、②専門職として他の児童とともに自分の孫

を保育するときに受給要件を満たす形をとり、祖父母はその地位に基づき自動的に受給要件を満たす保育者となるものではない点にある。

b.税制上の優遇措置

シンガポールでは、祖父母による孫育児に対する税制上の優遇措置として、「祖父母控除(Grandparent Caregiver Relie : 以下 GCR と略)」がある。GCR は、就業している女性の子の保育を祖父母が行っている場合に、3000 シンガポールドルを控除する制度である。

GCR による控除の対象となる子は、12 歳以下のシンガポール市民(Singapore Citizen)である。控除の適格を有するのは、「就業している女性(working mother)」である。結婚している女性の他、夫と離別または死別した女性を含む。ただし、単身女性や男性は控除の適格を有しない。

対象となる祖父母には、女性の親・祖父母、元夫の親・祖父母を含み、シンガポールに居住し就業していないことが控除の要件となる。

この祖父母のいずれかひとりがケアギバー(caregiver)として就業している女性の子の世話をしているとき、内国歳入庁(Inland Revenue Authority)への申告に基づき当該女性に対して GCR の控除がなされる。

GCR による税制上の優遇措置の特徴は、①祖父母に対する税制上の優遇措置ではなく、祖父母に子の保育を委託している女性に対する措置である点と、②離別・死別を含む既婚女性のみを対象としている点にある。

c.祖父母休業制度のプラン

オーストラリアでは、2007 年 11 月に「祖父母休業(grandparental leave)」のプランが示された。これは、従業員 100 人以上の企業に勤務する被用者に孫が生まれたとき、52 週間の無給休暇を得得する権利を認めるものである。

オーストラリアには、子の親を対象とした 52 週間の無給の育児休業(parental leave)の制度が存在する。祖父母休業制度のプランは、これを祖父母に拡張しようとするものであった。

祖父母休業制度のプランは、当時の自由党・国民党連立政権の下で提案された。しかし、2007 年 11 月 24 日の総選挙で連立政権が敗北し、労働党政権に交替したことから、このプランは現在、実現に

至っていない。

(4)検討課題

保育所等での保育と、祖父母による保育には、それぞれ固有の価値がある。両者を選択できることの意義は大きい。

例えば、英国での調査によると、就労するひとり親がインフォーマル・ケアを選択する理由には、次の要素があるという。信頼とコミットメント、理解の共有、子の福祉。これらは、保育所等の拡充だけでは代替困難のものである。

それとともに、子ー親ー祖父母の関係に公的施策が関与することは、これまで親密で情緒的な関係の中で曖昧にされてきた家族成員間の権利義務を可視化することにつながる。このことにはメリットとともにデメリットもある。

そこで、今後、祖父母による孫の保育について、私的領域の問題として国家による関与を避けるべきか、あるいは公的施策によって支援すべきかについて、基礎理論的な考察を深める必要がある。

また、支援の具体的な方策を構想するときには、前述の諸外国の事例が参考となる。その際、支援の直接の相手方を誰とするのか(誰に対する支援か、何に対する支援か)という点や、祖父母が行なう保育の質に介入すべきか否かという点について検討しなくてはならない。

これに加えて、それぞれの世代における働き方やライフスタイルの多様化に応じて、画一的ではなく弾力的に利用できるようにする工夫も必要となる。

また、わが国でもこれから問題となる可能性がある、祖父母が関係するファミリー・バイオレンスへの対応も、十分に考慮すべきである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2 件)

①増田幸弘、「祖父母による孫育児ー保育の問題を中心に」,週刊社会保障,2492 号,2008 年,42-47 頁,査読なし

②増田幸弘、「政策対象としての祖父母」,法政論叢,45 卷 1 号,2008 年,63-75 頁,査読あり

〔学会発表〕(計 1 件)

①増田幸弘,「政策対象としての祖父母」,日本法政学会,2008年6月15日,近畿大学本部キャンパス

[図書] (計1件)

①増田幸弘「家庭福祉」,本沢巳代子・新田秀樹編著,『トピック社会保障法(第3版)』所収,不磨書房,2009年,213頁

[その他]

①増田幸弘,「祖父母政策」,参議院厚生労働委員会調査室勉強会報告,2008年7月15日,参議院第二別館

②増田幸弘,「政策対象としての祖父母」,日本女子大学西生田生涯学習センター公開講座(川崎市教育委員会・大学等高等教育機関連携事業),2008年12月6日,日本女子大学西生田生涯学習センター

6. 研究組織

(1)研究代表者

増田 幸弘

日本女子大学・人間社会学部・准教授

研究者番号 40264171

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし